

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目次=

1. 重大事故等情報=3件（6月22日～6月28日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスの衝突事故
- (3) 大型トラクタ・トレーラの酒気帯び衝突事故

2. トピック

- (1) 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます～事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします～（新着情報）
- (2) 7月は「バス車内事故防止強化月間」です！【中部運輸局発】（新着情報）
- (3) 危ない！乗合バスの車内事故を防ごう！！～車内事故削減に向けた取組を7月の車内事故防止キャンペーン時に実施～【関東運輸局発】（新着情報）
- (4) 健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について
- (5) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
- (6) 「指導監督指針」及び「指導監督マニュアル」を一部改正
- (7) 「睡眠不足に起因する事故防止対策の強化」に関する「よくある質問」について



1. 重大事故等情報=3件（6月22日～6月28日分）

(1) 乗合バスの車内事故

6月27日（水）午前11時13分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客26名を乗せ運行中、建物工事のための車線規制案内（矢印）看板が風にあおられて当該バスの前方に飛ばされてきたため、運転者が急ブレーキをかけたところ、車内前方で立っていた乗客2名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客1名が重傷を負い、1名が軽傷を負った。

(2) 乗合バスの衝突事故

6月28日（木）午前9時30分頃、兵庫県の市道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客17名を乗せ運行中、一時停止をせずに当該交差点に進入してきた軽自動車と衝突した。

(2)7月は「バス車内事故防止強化月間」です!【中部運輸局発】

(新着情報)

バスは走行中、他の交通との衝突事故等を避けるため、やむを得ず急なブレーキ操作をしなければならない場合があり、これによりバスの利用者が転倒し負傷するなど車内事故が発生しています。

乗合バス事業者の方々から、転倒により利用者が手首を骨折したり尻もちをついて脊髄を損傷するなど重傷を負う重大事故が絶えず報告されているところです。このような事故を未然に防止するため、中部運輸局では、日本バス協会が実施する車内事故防止キャンペーン期間に合わせて、7月を「バス車内事故防止強化月間」に定め、この強化月間以降、秋頃までの間において、地域のバス協会や乗合バス事業者と連携して、バスの利用者を集めて乗車中の注意点等と呼びかける『車内事故防止教室』を開催することとしています。

乗合バス運転者の方々におかれましては、バス停で乗車した乗客の着席を確認してからバスを発車させるなど安全運行の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、バスの利用者に対しては、チラシの配付や『車内事故防止教室』等を通じて、走行中のバス車内で立った状態でのスマホ等の操作は大変危険であることや、バスが停留所に停止してから席を立つことなど、バスを安全に利用することを徹底していただくよう周知して参ります。

バスの車内事故防止に、皆様方のご理解とご協力をよろしく願います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/basusyanaijikobousikyokagekkan.pdf>

(3)危ない!乗合バスの車内事故を防ごう!!~車内事故削減に向けた取組を7月の車内事故防止キャンペーン時に実施~【関東運輸局発】

(新着情報)

公益社団法人日本バス協会が7月に全国で「車内事故防止キャンペーン」を実施します。

キャンペーンに合わせ、関東運輸局と関東地区バス保安対策協議会が合同で設置した乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ参加事業者が車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、当局はその取組を支援します。

○関東運輸局では、乗合バス事故の削減を目的として、関東地区バス保安対策協議会と合同で乗合バス事故防止検討ワーキンググループ(以下検討WG)を開催し、事故防止対策に取り組んでいます。

○これまで検討WGで取りまとめた基本動作の確実な実施等、徹底する対策を実施しています。

○公益社団法人 日本バス協会が実施する「車内事故防止キャンペーン」において、検討WG事業者が高齢者疑似体験キットを活用した運転者教育や安全教室の開催による利用者への啓発等、車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、車内事故の一層の削減を目指します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1806/0629/cs_p180629.pdf

(4) 健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

(配信日 : H30. 6. 8)

6月3日、富山県の東海北陸道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより、当該バスがセンターポールを倒して対向車線の側壁に接触し、異変に気づいた乗客数名がハンドルとブレーキを操作することによりバスを停車させた事故が発生しました。

また、6月1日にも、東京都の上野公園横の道路を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより当該バスが側壁に衝突する事故が発生しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しており、国土交通省としては、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施を始めとした運転者に対する健康管理を適切に行っていただくため、次の手引き書を策定し、運転者の健康起因事故防止のための取組を行っていただくことを推奨しています。

自動車運送事業者におかれましては、このマニュアル等による運転者の健康管理を適切に実施していただくようお願いいたします。

- ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」
(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)
- ・「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」
(平成15年6月策定、平成19年6月及び平成27年8月改訂)
- ・「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」
(平成30年2月策定)

※これらのマニュアル等については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(5) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について

(配信日 : H30. 6. 8)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたします。

記

○ 重要調査対象

- ・トラクタ・バンセミトレーラの追突事故（香川県観音寺市）
- ・中型トラックの追突事故（山口県下松市）
- ・トラクタ・車両運搬セミトレーラの対歩行者事故（大阪市住之江区）
- ・大型トラックの追突事故（静岡県焼津市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000346.html

(6) 「指導監督指針」及び「指導監督マニュアル」を一部改正

(配信日 : H30. 6. 1)

国土交通省では、

- ・睡眠不足による重大事交通事故の発生
- ・事故発生時や積雪時等の緊急時の対応が不十分である事案の発生
- ・被害軽減ブレーキ等の運転支援装置を備えた車両の普及

などを踏まえ、「自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針」(告示)に、これらに対応する内容を追加するための改正を行いました。

また、同指針の具体的な実施事項等を示した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」についても、指針の改正に関する内容の追加をはじめ、指導監督に活用できる内容を追加する改訂を行いました。

各事業者様におかれましては、下記のURLより告示の改正内容について確認いただき、運転者に対し必要な指導監督を適切に実施するようお願いいたします。また、指導監督にあたっては、改訂版のマニュアルを是非ご活用ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000344.html

されます。

・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

